日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）

東京都公報

85

発行　東京都

目次

規則
○職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則…（総務局人事部職員支援課）…一
規則（教）
○学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則…二
規程（交）
○東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程…四
規程（水）
○東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程…六
規程（下水）
○東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程…七

規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年九月三十日

東京都知事　小池　百合子

◉東京都規則第百五十六号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の二第一項中「勤続した」を「勤続し、その勤続期間が十五年又は二十五年に達する」に改め、同条第三項第五号中「国又は地方公共団体等に派遣されていた期間」を「地方自治法等による派遣期間（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七、公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例第二条若しくは外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第二条の規定に基づき派遣されていた期間若しくは地方公務員法第三十九条第二項に基づき任命権者が行う研修として派遣されていた期間又は別に定める法律、条例その他の法令の規定に基づき国、地方公共団体等に派遣されていた期間をいう。以下同じ。）がある職員及び退職派遣等期間」に、「者」を「もの」に、「派遣が」を「地方自治法等による派遣期間又は退職派遣等期間が」に、「派遣期間」を「地方自治法等による派遣期間又は退職派遣等期間」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の勤続期間は、次に掲げる期間のうち別に定める期間を合算して得た期間をいう。

一　東京都の職員、学校職員又は企業職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）としての在職期間（懲戒免職その他別に定める事由により都を退職した場合における当該退職前の在職期間を除く。）

二　公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例第十八条第一項に規定する当該特定法人の役職員として在職した期間並びに職員の退職手当に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十五号）第十条第五項に規定する国家公務員等としての引き続いた在職期間及び同条例第十条の二第二項に規定する都が設立団体となる一般地方独立行政法人の役員としての在職期間（以下「退職派遣等期間」という。）

第二十八条の二第一項中「第十五条」の下に「、第十六条第一項（長期勤続休暇を除く。）及び第十七条」を加え、同項ただし書を削る。

附則第四条中「第二十六条の二第三項第四号」を「第二十六条の二第四項第四号」に改める。

附　則

第一条　この規則は、令和八年十月一日から施行する。

第二条　この規則による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第二十六条の二第三項及び第四項の規定にかかわらず、同条第二項の規定に基づく勤続期間が令和八年三月三十一日以前に勤続十五年又は勤続二十五年に達することとなった者（この規則による改正前の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第二十六条の二第二項及び第三項の規定により長期勤続休暇の承認を受けることができた者を除く。以下「令和七年度以前到達者」という。）については、令和九年一月一日から令和十年十二月三十一日までの間において、長期勤続休暇を承認する。

2　前項の規定にかかわらず、令和七年度以前到達者で、次の各号に掲げるものには、当該各号に定める期間において、長期勤続休暇を承認するものとする。

一　令和九年一月一日において、刑事事件の被疑者として検察官に逮捕された者若しくは検察官に送致された者又は被告人として刑事訴訟係属中である者　公訴が提起されないことが決定した日又は無罪判決が確定した日若しくは有罪判決（拘禁刑以上の刑の場合を除く。）が確定した日から二年を経過する日が属する年の翌年の一月一日から二年間

二　令和九年一月一日において、懲戒処分（別に定めるものを除く。）を受けた日から二年を経過しない者　当該懲戒処分を受けた日から二年を経過する日が属する年の翌年の一月一日から二年間

三　令和九年一月一日から令和十年十二月三十一日までの間において、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第十五号）第十五条に定める病気休暇その他任命権者が定める事由により勤務しなかった期間が当該期間の二分の一以上である職員　令和九年一月一日から三年間

四　令和九年三月三十一日において六十二歳に満たない職員で、当該職員の勤務成績、欠勤の状況、賞罰その他が別に定める基準に該当するもの　令和十年一月一日から二年間

五　令和九年一月一日から令和十年十二月三十一日までの間において、地方自治法等による派遣期間（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七、公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例（平成十三年東京都条例第百三十三号）第二条若しくは外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年東京都条例第十二号）第二条の規定に基づき派遣されていた期間若しくは地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十九条第二項に基づき任命権者が行う研修として派遣されていた期間又は別に定める法律、条例その他の法令の規定に基づき国、地方公共団体等に派遣されていた期間をいう。以下同じ。）がある職員及び退職派遣等期間（公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例第十八条第一項に規定する当該特定法人の役職員として在職した期間並びに職員の退職手当に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十五号）第十条第五項に規定する国家公務員等としての引き続いた在職期間及び同条例第十条の二第二項に規定する都が設立団体となる一般地方独立行政法人の役員としての在職期間をいう。以下同じ。）がある職員のうち当該勤続年数に係る長期勤続休暇の承認を受けていないもの　地方自治法等による派遣期間又は退職派遣等期間が終了した日の翌日と令和十一年一月一日のうちいずれか遅い日から、前項又は前各号に規定する期間と地方自治法等による派遣期間又は退職派遣等期間とが重複している期間に相当する期間を延長した期間

第三条　地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員は、新規則第二十六条の二第二項第一号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条の規定を適用する。

規　則（教）

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公

布する。

令和八年九月三十日

東京都教育委員会

◉東京都教育委員会規則第三十五号

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の二第一項中「勤続した」を「勤続し、その勤続期間が十五年又は二十五年に達する」に改め、同条第三項第五号中「国又は地方公共団体等に派遣されていた期間」を「地方自治法等による派遣期間（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七、公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例第二条若しくは外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第二条の規定に基づき派遣されていた期間若しくは地方公務員法第三十九条第二項に基づき任命権者が行う研修として派遣されていた期間又は別に定める法律、条例その他の法令の規定に基づき国、地方公共団体等に派遣されていた期間をいう。以下同じ。）がある職員及び退職派遣等期間」に、「者」を「もの」に、「派遣が」を「地方自治法等による派遣期間又は退職派遣等期間が」に、「派遣期間」を「地方自治法等による派遣期間又は退職派遣等期間」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の勤続期間は、次に掲げる期間のうち別に定める期間を合算して得た期間をいう。

一　東京都の職員、学校職員又は企業職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）としての在職期間（懲戒免職その他別に定める事由により都を退職した場合における当該退職前の在職期間を除く。）

二　公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例第十八条第一項に規定する当該特定法人の役職員として在職した期間並びに職員の退職手当に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十五号）第十条第五項に規定する国家公務員等としての引き続いた在職期間及び同条例第十条の二第二項に規定する都が設立団体となる一般地方独立行政法人の役員としての在職期間（以下「退職派遣等期間」という。）

第二十九条の二第一項中「第十六条」の下に「、第十七条第一項（長期勤続休暇を除く。）及び第十八条」を加え、同項ただし書を削る。

附則第三条中「第二十七条の二第三項第四号」を「第二十七条の二第四項第四号」に改める。

附　則

第一条　この規則は、令和八年十月一日から施行する。

第二条　この規則による改正後の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第二十七条の二第三項及び第四項の規定にかかわらず、同条第二項の規定に基づく勤続期間が令和八年三月三十一日以前に勤続十五年又は勤続二十五年に達することとなった者（この規則による改正前の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第二十七条の二第二項及び第三項の規定により長期勤続休暇の承認を受けることができた者を除く。以下「令和七年度以前到達者」という。）については、令和九年一月一日から令和十年十二月三十一日までの間において、長期勤続休暇を承認する。

2　前項の規定にかかわらず、令和七年度以前到達者で、次の各号に掲げるものには、当該各号に定める期間において、長期勤続休暇を承認するものとする。

一　令和九年一月一日において、刑事事件の被疑者として検察官に逮捕された者若しくは検察官に送致された者又は被告人として刑事訴訟係属中である者　公訴が提起されないことが決定した日又は無罪判決が確定した日若しくは有罪判決（拘禁刑以上の刑の場合を除く。）が確定した日から二年を経過する日が属する年の翌年の一月一日から二年間

二　令和九年一月一日において、懲戒処分（別に定めるものを除く。）を受けた日から二年を経過しない者　当該懲戒処分を受けた日から二年を経過する日が属する年の翌年の一月一日から二年間

三　令和九年一月一日から令和十年十二月三十一日までの間において、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第四十五号）第十六条に

定める病気休暇その他任命権者が定める事由により勤務しなかった期間が当該期間の二分の一以上である職員　令和九年一月一日から三年間

四　令和九年三月三十一日において六十二歳に満たない職員で、当該職員の勤務成績、欠勤の状況、賞罰その他が別に定める基準に該当するもの　令和十年一月一日から二年間

五　令和九年一月一日から令和十年十二月三十一日までの間において、地方自治法等による派遣期間（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七、公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例（平成十三年東京都条例第百三十三号）第二条若しくは外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年東京都条例第十二号）第二条の規定に基づき派遣されていた期間若しくは地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十九条第二項に基づき任命権者が行う研修として派遣されていた期間又は別に定める法律、条例その他の法令の規定に基づき国、地方公共団体等に派遣されていた期間をいう。以下同じ。）がある職員及び退職派遣等期間（公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例第十八条第一項に規定する当該特定法人の役職員として在職した期間並びに職員の退職手当に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十五号）第十条第五項に規定する国家公務員等としての引き続いた在職期間及び同条例第十条の二第二項に規定する都が設立団体となる一般地方独立行政法人の役員としての在職期間をいう。以下同じ。）がある職員のうち当該勤続年数に係る長期勤続休暇の承認を受けていないもの　地方自治法等による派遣期間又は退職派遣等期間が終了した日の翌日と令和十一年一月一日のうちいずれか遅い日から、前項又は前各号に規定する期間と地方自治法等による派遣期間又は退職派遣等期間とが重複している期間に相当する期間を延長した期間

第三条　地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員は、新規則第二十六条の二第二項第一号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条の規定を適用する。

規　程（交）

◉交通局規程第三十三号

東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年九月三十日

東京都交通局長　渡邉　知秀

東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年交通局規程第十四号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の二第一項中「勤続した」を「勤続し、その勤続期間が十五年又は二十五年に達する」に改め、「（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）」を削り、同条第三項第五号中「国又は地方公共団体等に派遣されていた期間」を「地方自治法等による派遣期間（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七、公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例第二条若しくは外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年東京都条例第十二号）第二条の規定に基づき派遣されていた期間若しくは地方公務員法第三十九条第二項に基づき任命権者が行う研修として派遣されていた期間又は別に定める法律、条例その他の法令の規定に基づき国、地方公共団体等に派遣されていた期間をいう。以下同じ。）がある職員及び退職派遣等期間」に、「者」を「もの」に、「派遣が」を「地方自治法等による派遣期間又は退職派遣等期間が」に、「派遣期間」を「地方自治法等による派遣期間又は退職派遣等期間」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項本文中「勤続十五年に達する場合」を「、勤続十五年に達する場合」に改め、同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の勤続期間は、次に掲げる期間のうち別に定める期間を合算して得た期間をいう。

一　東京都の職員、学校職員又は企業職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）

としての在職期間（懲戒免職その他別に定める事由により都を退職した場合における当該退職前の在職期間を除く。）

二　公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例（平成十三年東京都条例第百三十三号）第十八条第一項に規定する当該特定法人の役職員として在職した期間並びに東京都交通局企業職員の退職手当に関する規程（昭和三十一年交通局規程第二十七号）第九条の二第五項に規定する国家公務員等としての引き続いた在職期間及び同条第七項に規定する都が設立団体となる一般地方独立行政法人の役員としての在職期間（以下「退職派遣等期間」という。）

第二十八条の二第一項中「第十四条から」の下に「第二十六条まで及び第二十六条の三から」を加え、同項ただし書を削る。

附則第三条中「第二十六条の二第三項第四号」を「第二十六条の二第四項第四号」に改める。

附　則

第一条　この規程は、令和八年十月一日から施行する。

第二条　この規程による改正後の東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（以下「新規程」という。）第二十六条の二第三項及び第四項の規定にかかわらず、同条第二項の規定に基づく勤続期間が令和八年三月三十一日以前に勤続十五年又は勤続二十五年に達することとなった者（この規程による改正前の東京都交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第二十六条の二第二項及び第三項の規定により長期勤続休暇の承認を受けることができた者を除く。以下「令和七年度以前到達者」という。）については、令和九年一月一日から令和十年十二月三十一日までの間において、長期勤続休暇を承認する。

2　前項の規定にかかわらず、令和七年度以前到達者で、次の各号に掲げるものには、当該各号に定める期間において、長期勤続休暇を承認するものとする。

一　令和九年一月一日において、刑事事件の被疑者として検察官に逮捕された者若しくは検察官に送致された者又は被告人として刑事訴訟係属中である者　公訴が提起されないことが決定した日又は無罪判決が確定した日若しくは有罪判決（拘禁刑以上の刑の場合を除く。）が確定した日から二年を経過する日が属する年の翌年の一月一日から二年間

二　令和九年一月一日において、懲戒処分（別に定めるものを除く。）を受けた日から二年を経過しない者　当該懲戒処分を受けた日から二年を経過する日が属する年の翌年の一月一日から二年間

三　令和九年一月一日から令和十年十二月三十一日までの間において、新規程第十四条に定める病気休暇その他任命権者が定める事由により勤務しなかった期間が当該期間の二分の一以上である職員　令和九年一月一日から三年間

四　令和九年三月三十一日において六十二歳に満たない職員で、当該職員の勤務成績、欠勤の状況、賞罰その他が別に定める基準に該当するもの　令和十年一月一日から二年間

五　令和九年一月一日から令和十年十二月三十一日までの間において、地方自治法等による派遣期間（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七、公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例（平成十三年東京都条例第百三十三号）第二条若しくは外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年東京都条例第十二号）第二条の規定に基づき派遣されていた期間若しくは地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十九条第二項に基づき任命権者が行う研修として派遣されていた期間又は別に定める法律、条例その他の法令の規定に基づき国、地方公共団体等に派遣されていた期間をいう。以下同じ。）がある職員及び退職派遣等期間（公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例第十八条第一項に規定する当該特定法人の役職員として在職した期間並びに東京都交通局企業職員の退職手当に関する規程（昭和三十一年交通局規程第二十七号）第九条の二第五項に規定する国家公務員等としての引き続いた在職期間及び同条第七項に規定する都が設立団体となる一般地方独立行政法人の役員としての在職期間をいう。以下同じ。）がある職員のうち当該勤続年数に係る長期勤続休暇の承認を受けていないもの　地方自治法等による派遣期間又は退職派遣等期間が終了した日の翌日と令和十一年一月一日のうちいずれか遅い日から、前項又は前各号に規定する期間と地方自治法等による派遣期間又は退職派遣等期間とが重複している期間に相当する期間を延長した期間

第三条　地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員は、新規程第二十六条の二第二項第一号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条の規定を適用する。

規　程（水）

◉東京都水道局管理規程第十六号

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年九月三十日

東京都水道局長　安　部　典　子

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年東京都水道局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第三十条の二第一項中「勤続した」を「勤続し、その勤続期間が十五年又は二十五年に達する」に改め、同条第三項第五号中「国又は地方公共団体等に派遣されていた期間」を「地方自治法等による派遣期間（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七、公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例第二条若しくは外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年東京都条例第十二号）第二条の規定に基づき派遣されていた期間若しくは地方公務員法第三十九条第二項に基づき任命権者が行う研修として派遣されていた期間又は別に定める法律、条例その他の法令の規定に基づき国、地方公共団体等に派遣されていた期間をいう。以下同じ。）がある職員及び退職派遣等期間」に、「者」を「もの」に、「派遣が」を「地方自治法等による派遣期間又は退職派遣等期間が」に、「派遣期間」を「地方自治法等による派遣期間又は退職派遣等期間」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の勤続期間は、次に掲げる期間のうち別に定める期間を合算して得た期間をいう。

一　東京都の職員、学校職員又は企業職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）としての在職期間（懲戒免職その他別に定める事由により都を退職した場合における当該退職前の在職期間を除く。）

二　公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例（平成十三年東京都条例第百三十三号）第十八条第一項に規定する当該特定法人の役職員として在職した期間並びに東京都水道局職員の退職手当に関する規程（昭和三十五年東京都水道局管理規程第一号）第八条第五項に規定する国家公務員等としての引き続いた在職期間及び同条第七項に規定する都が設立団体となる一般地方独立行政法人の役員としての在職期間（以下「退職派遣等期間」という。）

第三十三条の二第一項中「、第十九条」を「、第十九条（長期勤続休暇を除く。）」に改め、同項ただし書を削る。

附則第四条中「第三十条の二第三項第四号」を「第三十条の二第四項第四号」に改める。

附　則

第一条　この規程は、令和八年十月一日から施行する。

第二条　この規程による改正後の東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（以下「新規程」という。）第三十条の二第三項及び第四項の規定にかかわらず、同条第二項の規定に基づく勤続期間が令和八年三月三十一日以前に勤続十五年又は勤続二十五年に達することとなった者（この規程による改正前の東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第三十条の二第二項及び第三項の規定により長期勤続休暇の承認を受けることができた者を除く。以下「令和七年度以前到達者」という。）については、令和九年一月一日から令和十年十二月三十一日までの間において、長期勤続休暇を承認する。

2　前項の規定にかかわらず、令和七年度以前到達者で、次の各号に掲げるものには、当該各号に定める期間において、長期勤続休暇を承認するものとする。

一　令和九年一月一日において、刑事事件の被疑者として検察官に逮捕された者若しくは検察官に送致された者又は被告人として刑事訴訟係属中である者　公訴が提起

されないことが決定した日又は無罪判決が確定した日若しくは有罪判決（拘禁刑以上の刑の場合を除く。）が確定した日から二年を経過する日が属する年の翌年の一月一日から二年間

二　令和九年一月一日において、懲戒処分（別に定めるものを除く。）を受けた日から二年を経過しない者　当該懲戒処分を受けた日から二年を経過する日が属する年の翌年の一月一日から二年間

三　令和九年一月一日から令和十年十二月三十一日までの間において、新規程第十八条に定める病気休暇その他任命権者が別に定める事由により勤務しなかった期間が、当該期間の二分の一以上である職員　令和九年一月一日から三年間

四　令和九年三月三十一日において六十二歳に満たない職員で、当該職員の勤務成績、欠勤の状況、賞罰その他が別に定める基準に該当するもの　令和十年一月一日から二年間

五　令和九年一月一日から令和十年十二月三十一日までの間において、地方自治法等による派遣期間（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七、公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例（平成十三年東京都条例第百三十三号）第二条若しくは外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年東京都条例第十二号）第二条の規定に基づき派遣されていた期間若しくは地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十九条第二項に基づき任命権者が行う研修として派遣されていた期間又は別に定める法律、条例その他の法令の規定に基づき国、地方公共団体等に派遣されていた期間をいう。以下同じ。）がある職員及び退職派遣等期間（公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例第十八条第一項に規定する当該特定法人の役職員として在職した期間並びに東京都水道局職員の退職手当に関する規程（昭和三十五年東京都水道局管理規程第一号）第八条第五項に規定する国家公務員等としての引き続いた在職期間及び同条第七項に規定する都が設立団体となる一般地方独立行政法人の役員としての在職期間をいう。以下同じ。）がある職員のうち当該勤続年数に係る長期勤続休暇の承認を受けていないもの　地方自治法等による派遣期間又は退職派遣等期間が終了した日の翌日と令和十一年一月一日のうちいずれか遅い日から、前項又は前各号に規定する期間と地方自治法等による派遣期間又は退職派遣等期間とが重複している期間に相当する期間を延長した期間

第三条　地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員は、新規程第三十条の二第二項第一号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条の規定を適用する。

規　程（下水）

◉東京都下水道局管理規程第十九号

東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年九月三十日

東京都下水道局長　藤　橋　知　一

東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年東京都下水道局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第三十条の二第一項中「勤続した」を「勤続し、その勤続期間が十五年又は二十五年に達する」に改め、同条第三項第五号中「国又は地方公共団体等に派遣されていた期間」を「地方自治法等による派遣期間（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七、公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例第二条若しくは外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年東京都条例第十二号）第二条の規定に基づき派遣されていた期間若しくは地方公務員法第三十九条第二項に基づき任命権者が行う研修として派遣されていた期間又は別に定める法律、条例その他の法令の規定に基づき国、地方公共団体等に派遣されていた期間をいう。以下同じ。）がある職員及び退職派遣等期間」に、「者」を「もの」に、「派遣が」を「地方自治法等による派遣期間又は退職派遣等期間が」に、「派遣期間」を「地方自治法等による派遣期間又は退職派遣等期間」に改め、同項を同条第四項とし、同条

第二項中「として」を「として、」に改め、同項を同条第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の勤続期間は、次に掲げる期間のうち別に定める期間を合算して得た期間をいう。

一　東京都の職員、学校職員又は企業職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）としての在職期間（懲戒免職その他別に定める事由により都を退職した場合における当該退職前の在職期間を除く。）

二　公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例（平成十三年東京都条例第百三十三号）第十八条第一項に規定する当該特定法人の役職員として在職した期間並びに東京都下水道局企業職員の退職手当に関する規程（昭和三十七年東京都下水道局管理規程第十六号）第八条第五項に規定する国家公務員等としての引き続いた在職期間及び同条第七項に規定する都が設立団体となる一般地方独立行政法人の役員としての在職期間（以下「退職派遣等期間」という。）

第三十二条の二第一項中「第十九条、」を「第十九条（長期勤続休暇を除く。）及び」に改め、同項ただし書を削る。

附則第四条中「第三十条の二第三項第四号」を「第三十条の二第四項第四号」に改める。

附　則

第一条　この規程は、令和八年十月一日から施行する。

第二条　この規程による改正後の東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（以下「新規程」という。）第三十条の二第三項及び第四項の規定にかかわらず、同条第二項の規定に基づく勤続期間が令和八年三月三十一日以前に勤続十五年又は勤続二十五年に達することとなった者（この規程による改正前の東京都下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第三十条の二第二項及び第三項の規定により長期勤続休暇の承認を受けることができた者を除く。以下「令和七年度以前到達者」という。）については、令和九年一月一日から令和十年十二月三十一日までの間において、長期勤続休暇を承認する。

2　前項の規定にかかわらず、令和七年度以前到達者で、次の各号に掲げるものには、当該各号に定める期間において、長期勤続休暇を承認するものとする。

一　令和九年一月一日において、刑事事件の被疑者として検察官に逮捕された者若しくは検察官に送致された者又は被告人として刑事訴訟係属中である者　公訴が提起されないことが決定した日又は無罪判決が確定した日若しくは有罪判決（拘禁刑以上の刑の場合を除く。）が確定した日から二年を経過する日が属する年の翌年の一月一日から二年間

二　令和九年一月一日において、懲戒処分（局長が別に定めるものを除く。）を受けた日から二年を経過しない者　当該懲戒処分を受けた日から二年を経過する日が属する年の翌年の一月一日から二年間

三　令和九年一月一日から令和十年十二月三十一日までの間において、新規程第十八条に定める病気休暇その他局長が別に定める事由により勤務しなかった期間が当該期間の二分の一以上である職員　令和九年一月一日から三年間

四　令和九年三月三十一日において六十二歳に満たない職員で、当該職員の勤務成績、欠勤の状況、賞罰その他が局長が別に定める基準に該当するもの　令和十年一月一日から二年間

五　令和九年一月一日から令和十年十二月三十一日までの間において、地方自治法等による派遣期間（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七、公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例（平成十三年東京都条例第百三十三号）第二条若しくは外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年東京都条例第十二号）第二条の規定に基づき派遣されていた期間若しくは地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十九条第二項に基づき任命権者が行う研修として派遣されていた期間又は別に定める法律、条例その他の法令の規定に基づき国、地方公共団体等に派遣されていた期間をいう。以下同じ。）がある職員及び退職派遣等期間（公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例第十八条第一項に規定する当該特定法人の役職員として在職した期間並びに東京都下水道局企業職員の退職手当に関する規程（昭和三十七年東京都下水道局管理規程第十六号）第八条第五項に規定する国家公務員等としての引き続いた在職期間及び同条第七項に規定する都が設立団体となる一般地方独立行政

法人の役員としての在職期間をいう。以下同じ。）がある職員のうち当該勤続年数に係る長期勤続休暇の承認を受けていないもの　地方自治法等による派遣期間又は退職派遣等期間が終了した日の翌日と令和十一年一月一日のうちいずれか遅い日から、前項又は前各号に規定する期間と地方自治法等による派遣期間又は退職派遣等期間とが重複している期間に相当する期間を延長した期間

第三条　地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員は、新規程第三十条の二第二項第一号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条の規定を適用する。

発行　東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話　〇三（五三二一）一一一一（代）
郵便番号　163−8001
定価　本号　三〇円
一箇月　六、六〇〇円
（郵送料を含む。）
印刷所　勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話　〇三（三八一二）五二〇一（代）
郵便番号　113−0001

FSC ミックス紙 FSC® C006270
リサイクル適性Ⓐ